

即時償却制度の令和8年度改正の内容

Q

セミナーでのご質問

私は会社の経理担当者です。

令和8年度税制改正により、即時償却制度（中小企業経営強化税制）に変更点はあるのでしょうか。

A

キド先生からの回答

令和8年度税制改正は、令和8年1月に通常国会へ法案提出される予定で、現時点ではまだ正式決定ではありません。ただし、令和7年12月19日に公表された「与党税制改正大綱」の内容を見る限り、ほぼこの内容で確定すると見込まれています。以下、その大綱に基づく改正内容をご説明します。

即時償却制度の適用期限

即時償却制度（中小企業経営強化税制）については令和7年度税制改正で適用期限が令和9年3月31日までとなりましたが、今回の令和8年度税制改正では、この適用期限に変更はありません。引き続き制度を活用できますので、ご安心ください。

主な改正点

今回の改正では、A類型（生産性向上設備）について、対象となる設備の取得価額の要件が一部見直される予定です。内容は次の表のとおりです。

設備の種類	用途又は細目	最低価格 (1台1基又は一の取得価額)
機械整備	全て	160万円以上
工具	測定工具及び検査工具	40万円以上
器具備品	全て	40万円以上
建物付属設備	全て	60万円以上
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報 収集機能及び分析・指示機能 を有するもの	70万円以上

キド先生からのコメント

今回の改正では、工具および器具備品について、対象となる取得価額が「30万円以上」から「40万円以上」へ引き上げられる点がポイントです。一方、機械装置については、従来どおり160万円以上で変更はありません。制度の適用可否や実務上の判断については、必ず顧問税理士にご確認ください。

